

大分県報

平成二十八年
号外（一四九）
十二月二十二日

（木曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………一〇

大分県企業局職員就業規程の一部改正……………一〇

企業局訓令

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正……………一〇

○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

大分県企業局長 日 高 雅 近

大分県企業局管理規程第九号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第一条 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「給料表は」の下に、「企業職給料表とし」を加える。

第三条の二第一項中「同法」を「育児休業法」に、「及び」を「並びに」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条」を加える。

第二十六条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

企業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（企業局管理規程）

平成二十八年十二月二十二日

大分県報号外（企業局管理規程）

再任
用職
員以
外の
職員

41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			

	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
	94		294,000	341,800	380,700	392,500				
	95		294,400	342,300	381,100	392,800				
	96		294,800	342,700	381,500	393,000				
	97		295,000	342,800	381,800	393,200				
	98		295,300	343,300	382,300					
	99		295,700	343,700	382,700					
	100		296,100	344,000	383,100					
	101		296,300	344,300	383,400					
	102		296,600	344,700						
	103		297,000	345,100						
	104		297,300	345,500						
	105		297,500	346,000						
	106		297,800	346,400						
	107		298,200	346,800						
	108		298,500	347,200						
	109		298,700	347,700						
	110		299,100	348,100						
	111		299,500	348,400						
	112		299,800	348,700						
	113		299,900	349,200						
	114		300,200							
	115		300,500							
	116		300,900							
	117		301,100							
	118		301,300							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,300							
	122		302,500							
	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

別表第四中

36	36
36	37
37	38
37	38
38	39
38	40
39	41
39	41
40	42
40	42
41	43
41	43
42	44
42	44
43	45

を

に改める。

第二条 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

条例第四条に定める扶養手当の月額は、同条第二項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき六千五百円（企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの（以下「八級職員」という。）にあつては、三千五百円）、同条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。ただし、扶養親族たる配偶者、父母等に係る扶養手当については、企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの（以下「九級職員」という。）に対しては、支給しない。

第十四条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、九級職員から九級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その者に配偶者がないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「場合」の下に「（九級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「条例第四条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は条例第四条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び九級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項中「扶養親族」の下に「（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「九級職員から九級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがないときはその職員が九級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「第一項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合

においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「九級職員以外の職員から九級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が九級職員となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある九級職員が九級職員以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある八級職員が八級職員及び九級職員以外の職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で九級職員以外のものが九級職員となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で八級職員及び九級職員以外のものが八級職員となつた場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第二十六条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公示の日から施行する。ただし、第二条及び附則第八項から第十項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（第三条の二第一項及び第二十六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定（第二十六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 4 平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずるものとして企業局長が定める職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(切替日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 5 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、企業局長が定める職員の第一条の規定による改正後の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。
(施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)
- 6 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(扶養手当に関する経過措置)
- 8 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与規程（以下「第二条改正後給与規程」という。）第十三条第一項ただし書並びに第十四条第四項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与規程第十三条第一項及び第十四条の規定の適用については、同項中「同条第二項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき六千五百円（企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの（以下「八級職員」という。）にあつては、三千五百円）、同条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「同条第二項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万二千五百円（企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの（以下「八級以上職員」という。）にあつては、一万円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき七千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、九級職員から九級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その者に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（九級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があつた場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があつた場合（扶養親族たる子又は条例第四条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び九級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があつた場合を除く。）」
- 「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があつた場合（扶養親族たる子又は条例とあるのは 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに例第四条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）
の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第三項中「扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、九級職員から九級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがないときはその職員が九級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第一項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、九級職員以外の職員から九級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が九級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第四項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号」と、「において、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日」とあるのは「これらの日」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同条第二号中「扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親

族」と、同項第四号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「八級職員が八級職員及び九級職員」とあるのは「八級以上職員が八級以上職員」と、同項第六号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「八級職員及び九級職員」とあるのは「八級以上職員」と、「が八級職員」とあるのは「が八級以上職員」とする。

9 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与規程第十三条第一項ただし書及び第十四条第四項第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与規程第十三条第一項及び第十四条の規定の適用については、同項中「同条第二項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき六千五百円（企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの（以下「八級職員」という。）にあつては、三千五百円）、同条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「同条第二項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については九千五百円（企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの（以下「八級以上職員」という。）にあつては、六千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（八級以上職員以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については八千円）」と、同条第一項中「扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、九級職員から九級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある」とあるのは「扶養親族がある場合、八級以上職員から八級以上職員以外の職員となつた職員であつて扶養親族たる父母等でこの項の規定による届出に係るものがあるもの（扶養親族たる子でこの項の規定による届出に係るものがないものに限る。）に配偶者が不在」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族（新たに八級以上職員となつた者にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合（八級以上職員にあつては、新たに扶養親族たる子たる要件を具備するに至つた者がある場合に限る。）において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（九級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は条例第四条第二項第三号若し

くは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び九級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は条とあるのは 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員（八級以上職員に

例第四条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後つては、扶養親族たる子があるものに限る。）が配偶者のない職員となつた場合（前号に

つては、扶養親族たる子があるものに限る。）が配偶者を有するに至つた場合（第一号に

の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

該当する場合を除く。）

と、同条第三項中「扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とある

のは「扶養親族」と、「なつた日、九級職員から九級職員以外の職員となつた職員に扶養

親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第一項の規定に

よる届出に係るものがないときはその職員が九級職員以外の職員となつた日」とあるのは

「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第一項の

規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、九級職員以外の職員から九級

職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがあ

る場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき

はその職員が九級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第四項中「次の各

号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号」と、「に

おいては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若し

くは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは

「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあ

るのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶

者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に

係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るも

のが八級以上職員以外の職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による

届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場

合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、「第三号に掲げる

事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定、扶養手当を受けている職員のうち扶

養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつ

た場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けて

いる職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある八級以上職

員以外の職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配

偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の

改定」と、同項第二号中「扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」

とあるのは「扶養親族」と、同項第三号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族た

る子で第一項の規定による届出に係るものがある九級職員が九級職員」とあるのは「扶養

親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある八級以上職員であつて配偶者

及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが八級以上職員」と、

同項第四号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、

「八級職員が八級職員及び九級職員」とあるのは「八級以上職員が八級以上職員」と、同

項第六号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「八

級職員及び九級職員」とあるのは「八級以上職員」と、「が八級職員」とあるのは「が八

級以上職員」と、「場合」とあるのは「場合又は扶養親族たる父母等で同項の規定による

届出に係るものがある八級以上職員以外の職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項

の規定による届出に係るものがないものが八級以上職員となつた場合」とする。

10 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与規

程第十三条第一項ただし書及び第十四条の規定の適用については、同項中「同条第二項第一号

及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、

父母等」という。）については一人につき六千五百円（企業職給料表の適用を受ける職員

でその職務の級が八級であるもの（以下「八級職員」という。）にあつては、三千五百

円）、同条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）につい

ては一人につき一万円」とあるのは「同条第二項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養

親族たる配偶者」という。）については七千五百円（企業職給料表の適用を受ける職員で

その職務の級が八級以上であるもの（以下「八級以上職員」という。）にあつては、三千

五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については

一人につき九千五百円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については

一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族た

る父母等」という。）については一人につき六千五百円（八級以上職員にあつては三千五

百円、八級以上職員以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつてはそのう

ち一人については七千円」と、同条第一項中「扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、九級職員から九級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある」とあるのは「扶養親族がある場合、八級以上職員から八級以上職員以外の職員となつた職員であつて扶養親族たる父母等でのこの項の規定による届出に係るものがあるもの（扶養親族たる子でこの項の規定による届出に係るものがないものに限る。）に配偶者が不在」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族（新たに八級以上職員となつた者にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合（八級以上職員にあつては、新たに扶養親族たる子たる要件を具備するに至つた者がある場合に限る。）において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（九級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は条例第四条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び九級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員（八級以上子又は条例第四条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達し職員にあつては、扶養親族たる子があるものに限る。）が配偶者のない職員となつた場合職員にあつては、扶養親族たる子があるものに限る。」が配偶者を有するに至つた場合た日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。（前号に該当する場合を除く。）（第一号に該当する場合を除く。）

と、同条第三項中「扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、九級職員から九級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が九級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第一項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、九級職員以外

の職員から九級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が九級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第四項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員に配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある八級以上職員以外の職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある八級以上職員以外の職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（九級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第三号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある九級職員が九級職員」とあるのは「扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある八級以上職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが八級以上職員」と、同項第四号中「八級職員が八級職員及び九級職員」とあるのは「八級以上職員」と、同項第六号中「八級職員及び九級職員」とあるのは「八級以上職員」と、「が八級以上職員」とする。

11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、別に定める。

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

大分県企業局長 日 高 雅 近

大分県企業局管理規程第十号

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十八条第一項」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条」を加える。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第九号

本 局
事 業 所

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十二日

大分県企業局長 日 高 雅 近

第十三条第一号中「百分の百六十」を「百分の百八十」に、「百分の二百」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。